

男鹿市条例第22号

男鹿市手数料条例の一部を改正する条例

男鹿市手数料条例（平成17年男鹿市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
	手数料を徴収する事務	手数料の金額		手数料を徴収する事務	手数料の金額
(略)			(略)		
22	旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u> の規定に基づく <u>営業者の</u> 地位の承継の承認の申請に対する審査	(略)	22	旅館業法第3条の2第1項又は <u>第3条の3第1項</u> の規定に基づく <u>旅館業の許可を受けた</u> 地位の承継の承認の申請に対する審査	(略)
(略)			(略)		
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。